

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

目 次

- P1 … 1 勧告の内容
- P2 … 2 民間給与との較差の状況
- P3 … 3 勧告に基づく職員給与の試算
- P4 … 4 公民較差と民間の特別給の支給状況の推移
- P5 … 5 大阪市職員の平均年齢及び平均給与月額と期末・勤勉手当支給月数の推移
- P6 … 6 民間給与調査における調査事業所の状況
- P7 … 7 給料表別職員数及び構成割合の状況
- P8 … 8 大阪市職員のモデル給与例 <民間企業従業員(賃金構造基本統計調査)との比較>
- P10 … 9 民間企業従業員(賃金構造基本統計調査)と大阪市職員の給与月額の分布状況【非役職者】
- P11 … 10 民間企業従業員(賃金構造基本統計調査)と大阪市職員の給与月額の分布状況【係長級】
- P12 … 11 民間企業従業員(賃金構造基本統計調査)と大阪市職員の給与月額の分布状況【課長級】
- P13 … 12 民間企業従業員(賃金構造基本統計調査)と大阪市職員の給与月額の分布状況【部長級】
- P14 … 13 給与勧告の手順
- P15 … 14 公民比較の方法(ラスパイレス比較)

1 勧告の内容

○月例給

公民較差 ▲17,579円 (▲4.19%) を解消するため引下げ

1 具体的な改定内容

賃金センサスに基づく民間給与の傾向を踏まえ、給料表の引下げ改定を行う。

(1) 行政職給料表

① 行政職給料表1・2級

概ね若年層が在職している初号付近は改定せず、最高号給付近でも平均改定率の7割程度の改定にとどめる。

② 行政職給料表4級

初号付近を平均改定率の7割程度にとどめ、号給の上昇に伴い改定率を大きくしていき、最高号給付近では平均改定率の1.2倍程度引き下げる。

③ 行政職給料表6級

初号付近を平均改定率程度とし、号給の上昇に伴い改定率を大きくし、最高号給付近では平均改定率の1.5倍程度引き下げる。

④ 行政職給料表7・8級

平均改定率の1.2倍程度の引き下げる。

ただし、7、8級は給料月額が定額化されており、とりわけ局長級については、大阪市職員基本条例に基づき、その任用は広く公募により行うものとされており、人材確保の観点から、慎重な対応も検討されるべき。

⑤ 行政職給料表3級及び5級

それぞれ前後の職務の級の給料水準とのバランスを考慮して改定する。

(2) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本として、改定を行う必要がある。

ただし、医療職給料表(1)については、医師の人材確保を図るため、改定しないことが適当。

2 実施時期

改正条例公布日の翌月の初日

本年4月からの較差相当分解消のため所要の調整が必要となるが、給与減額措置が実施されている職員については調整を行う必要はないと考える。

○特別給

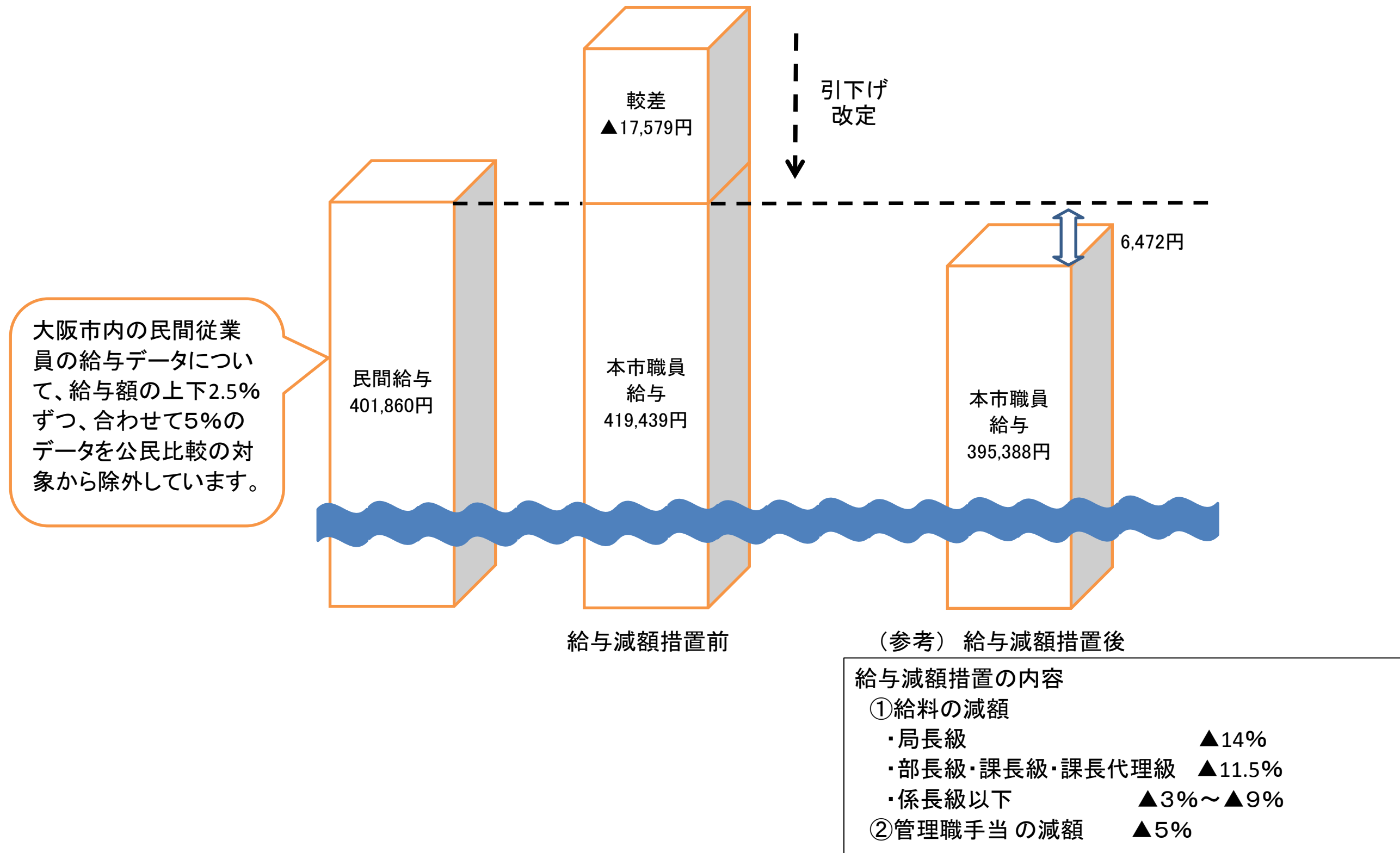
- ・ 改定を見送り

職種別民間給与実態調査における結果 ⇒ 3.97月分
本市の期末・勤勉手当の年間支給月数 ⇒ 3.95月分



概ね均衡しており、改定を行わない。

2 民間給与との較差の状況

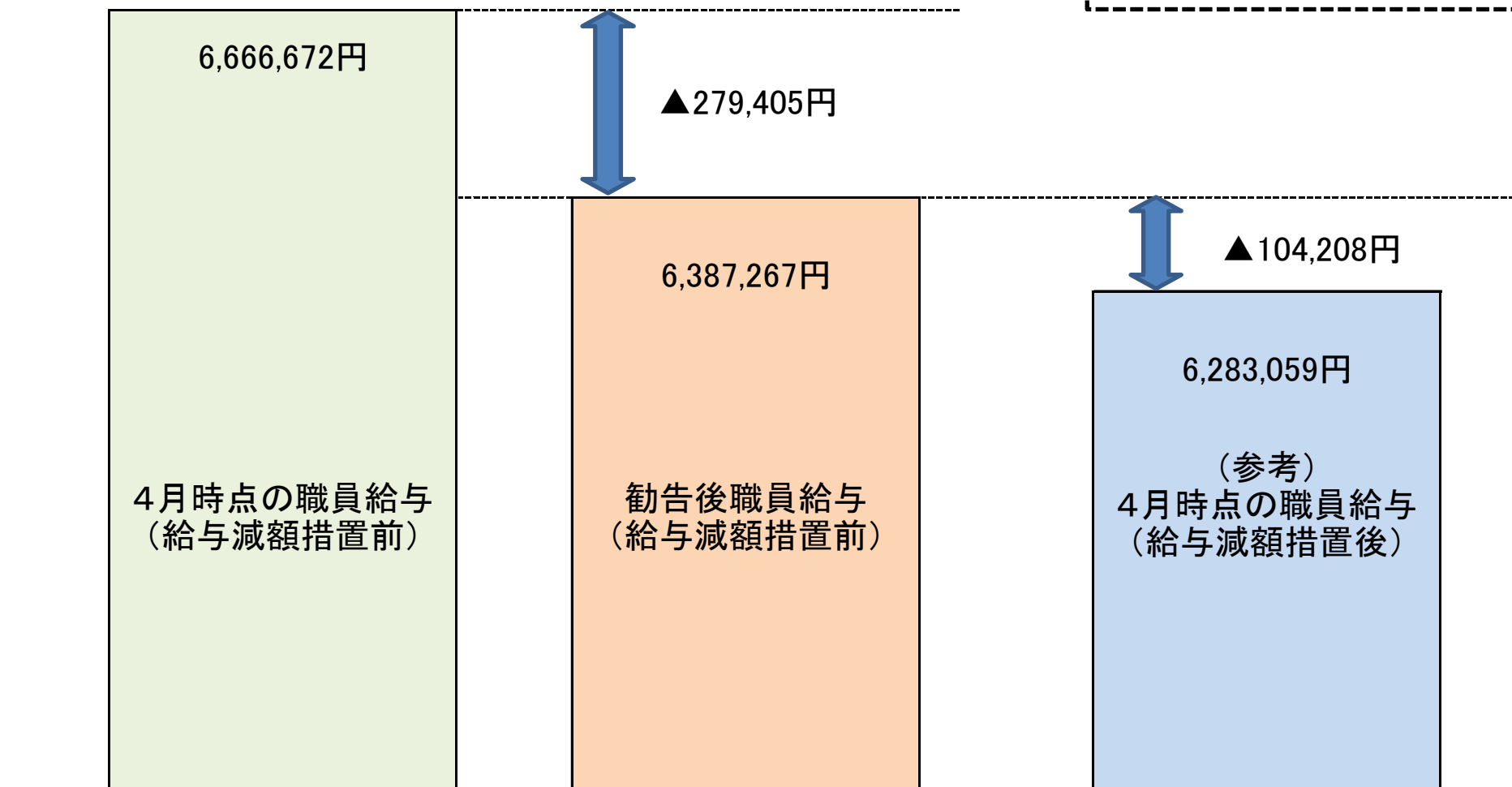


3 勧告に基づく職員給与の試算

本勧告に基づく改定が実施された場合の平均給与額を試算
 (行政職給料表適用者 平均年齢 42.0歳)

	4月時点の職員給与(給与減額措置前)①	勧告実施後試算額 ②	増減(②－①)
給与月額	419,439円	401,860円	▲17,579円
年間給与	6,666,672円	6,387,267円	▲279,405円

【年間給与のイメージ図】



勧告が実施された場合の影響額
 (給与減額措置がないものとした場合の試算額)
 約32.4億円(行政職給料表)

4 公民較差と民間の特別給の支給状況の推移

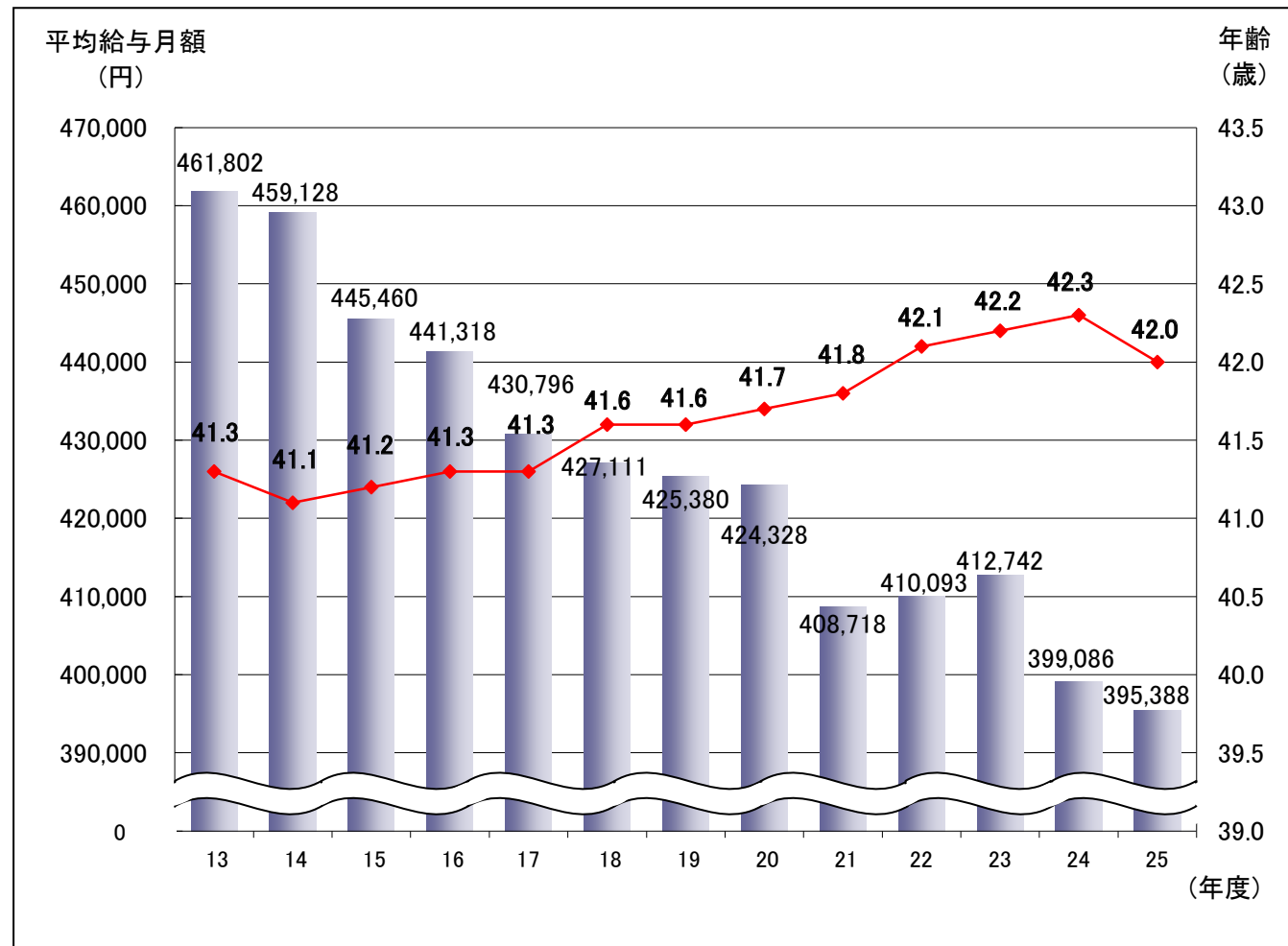
年	公民較差		民間の特別給の支給月数	
	大阪市	(参考) 国	大阪市	(参考) 国
平成13年	0.03%	0.08%	4.70月	4.69月
平成14年	▲2.04%	▲2.03%	4.65月	4.65月
平成15年	▲3.03%	▲1.07%	4.40月	4.40月
	0.14%			
平成16年	▲0.02%	0.01%	4.40月	4.39月
	1.76%			
平成17年	▲3.84%	▲0.36%	4.47月	4.46月
	▲0.95%			
平成18年	▲1.96%	0.00%	4.46月	4.43月
	▲1.66%			
平成19年	0.07%	0.35%	4.49月	4.51月
平成20年	▲0.60%	0.04%	4.49月	4.50月
平成21年	▲0.29%	▲0.22%	4.17月	4.17月
	3.29%			
平成22年	▲0.35%	▲0.19%	3.94月	3.97月
	3.30%			
平成23年	▲0.44%	▲0.23%	3.96月	3.99月
	2.79%			
平成24年	▲1.72%	▲0.07%	3.95月	3.95月
	4.39%	7.67%		

(注) 1.大阪市においては、平成15年度～平成18年度と平成21年度以降、国においては平成24年度以降は給与減額措置が実施されており、公民較差の数値は、上段が給与減額措置前、下段が給与減額措置後の額である。

2.大阪市の平成24年の公民較差の数値は、平成24年8月から実施された給与制度の改正が平成24年4月の人員配置で実施されたと仮定して試算した概算値である。

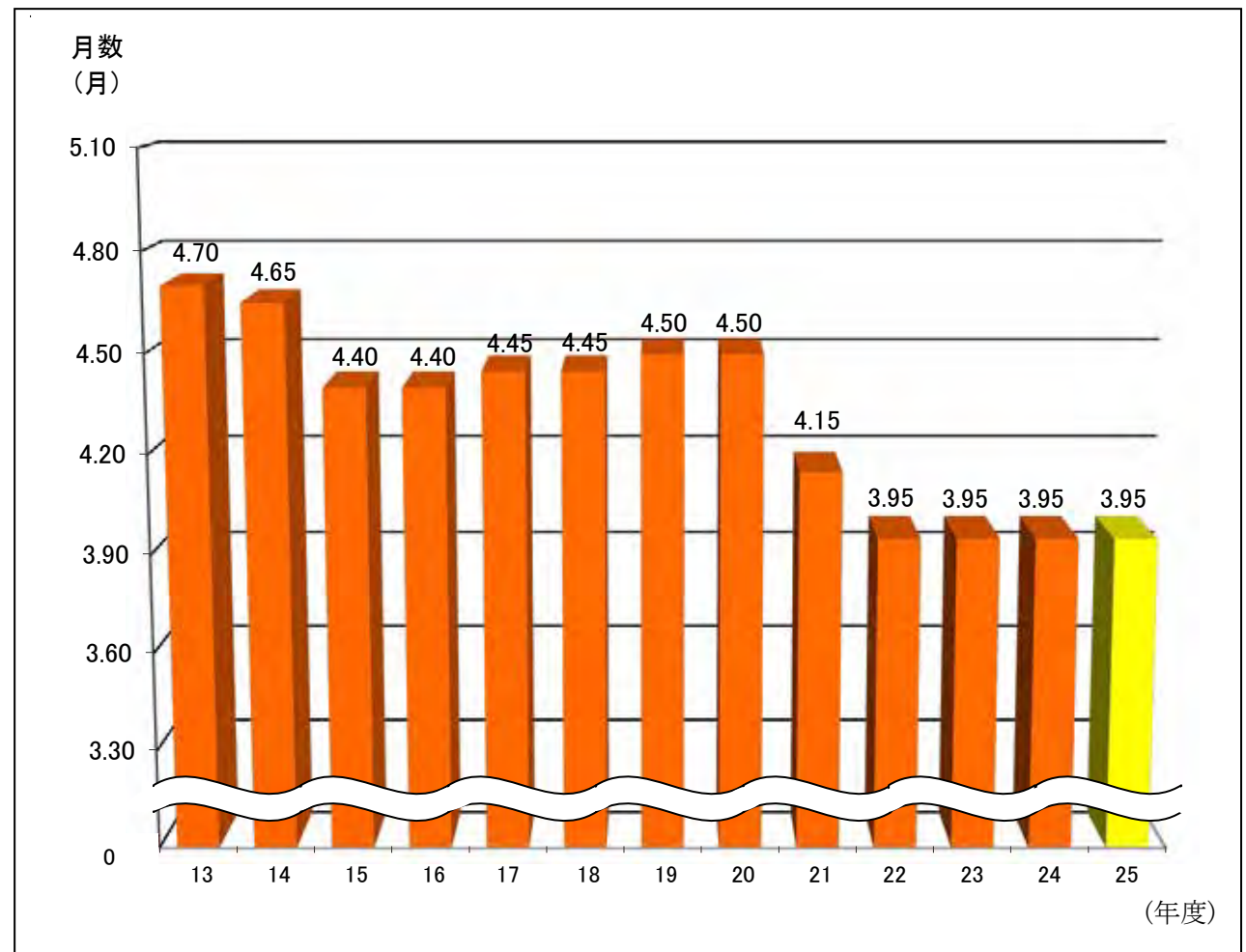
5 大阪市職員の平均年齢及び平均給与月額と期末・勤勉手当支給月数の推移

①行政職給料表適用者の平均年齢及び平均給与月額の推移



(注) 1. 平成15年度～18年度、21年度～25年度は給与減額措置が実施されており、平均給与月額は減額後のものである。
2. 平成18年度以前は派遣職員を含む。

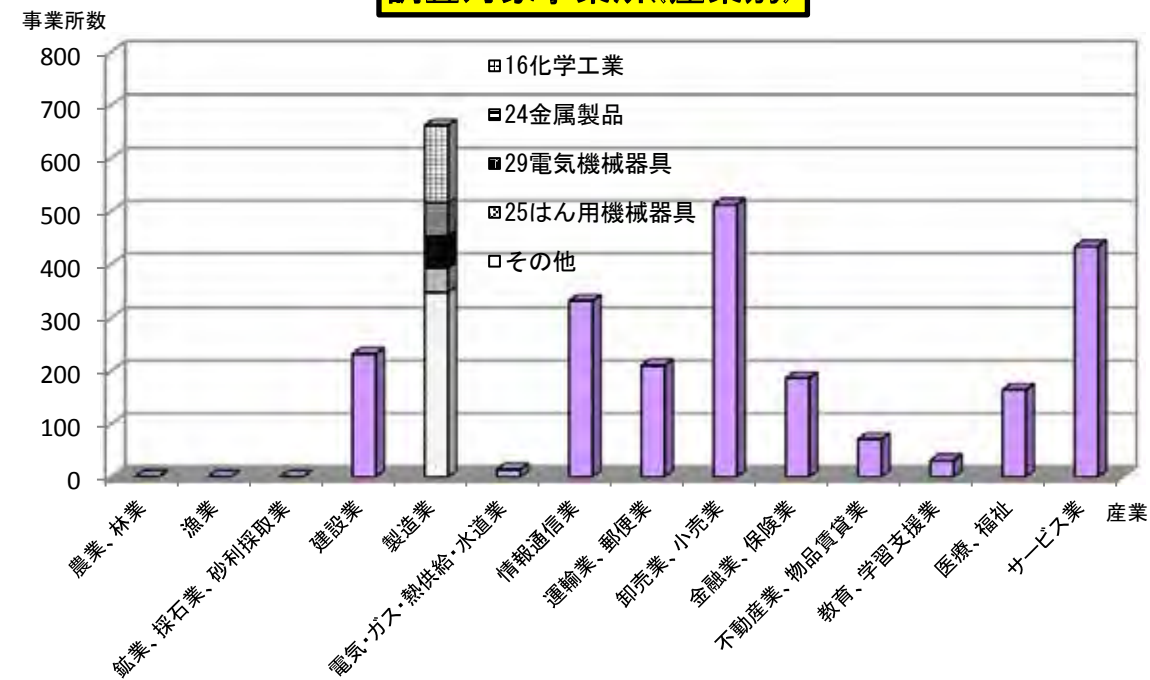
②期末・勤勉手当支給月数の推移



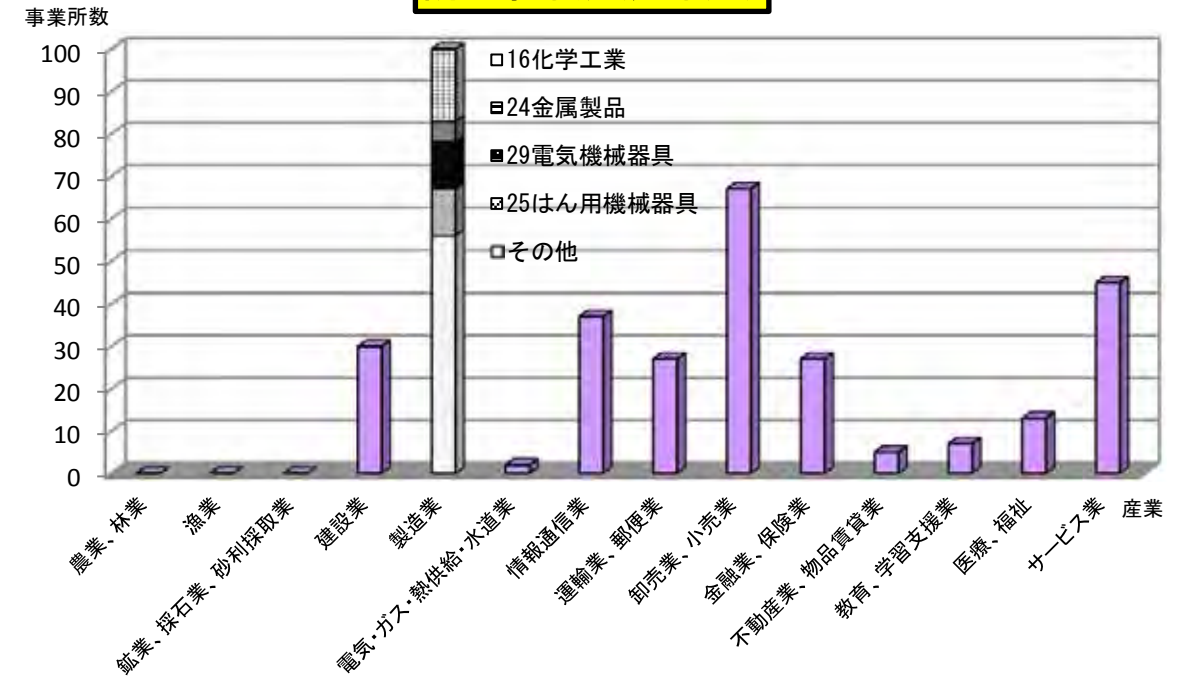
(注) 指定職給料表適用者を除く。

6 民間給与調査における調査事業所の状況

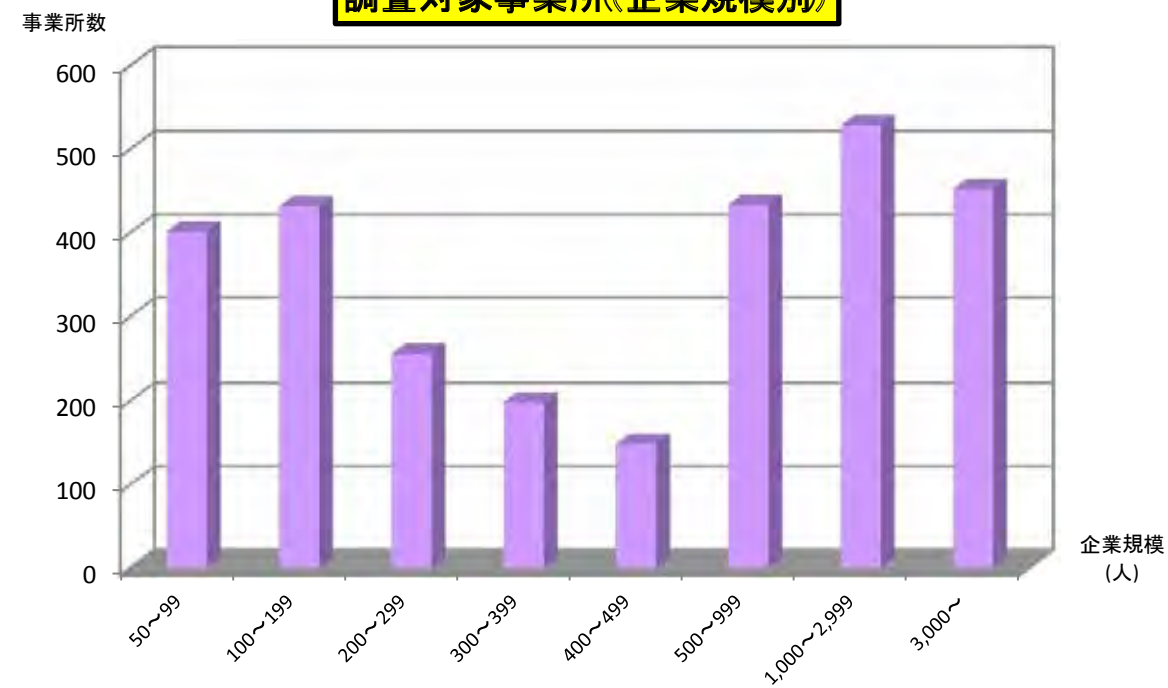
調査対象事業所(産業別)



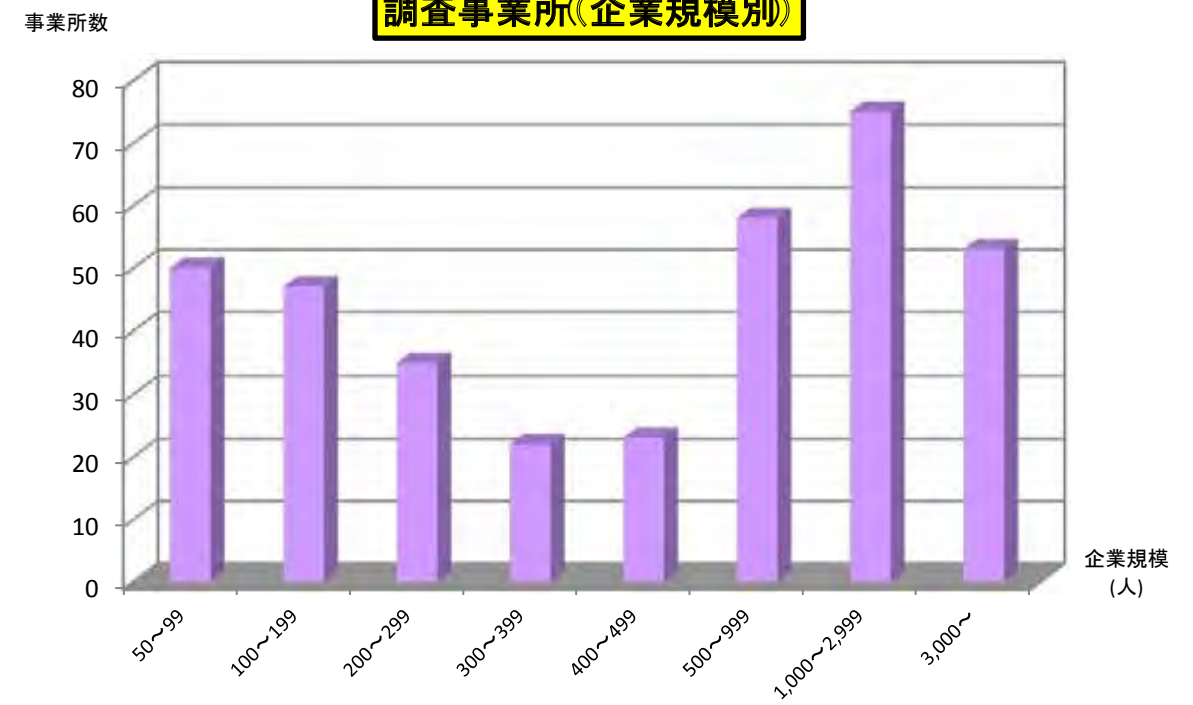
調査事業所(産業別)



調査対象事業所(企業規模別)



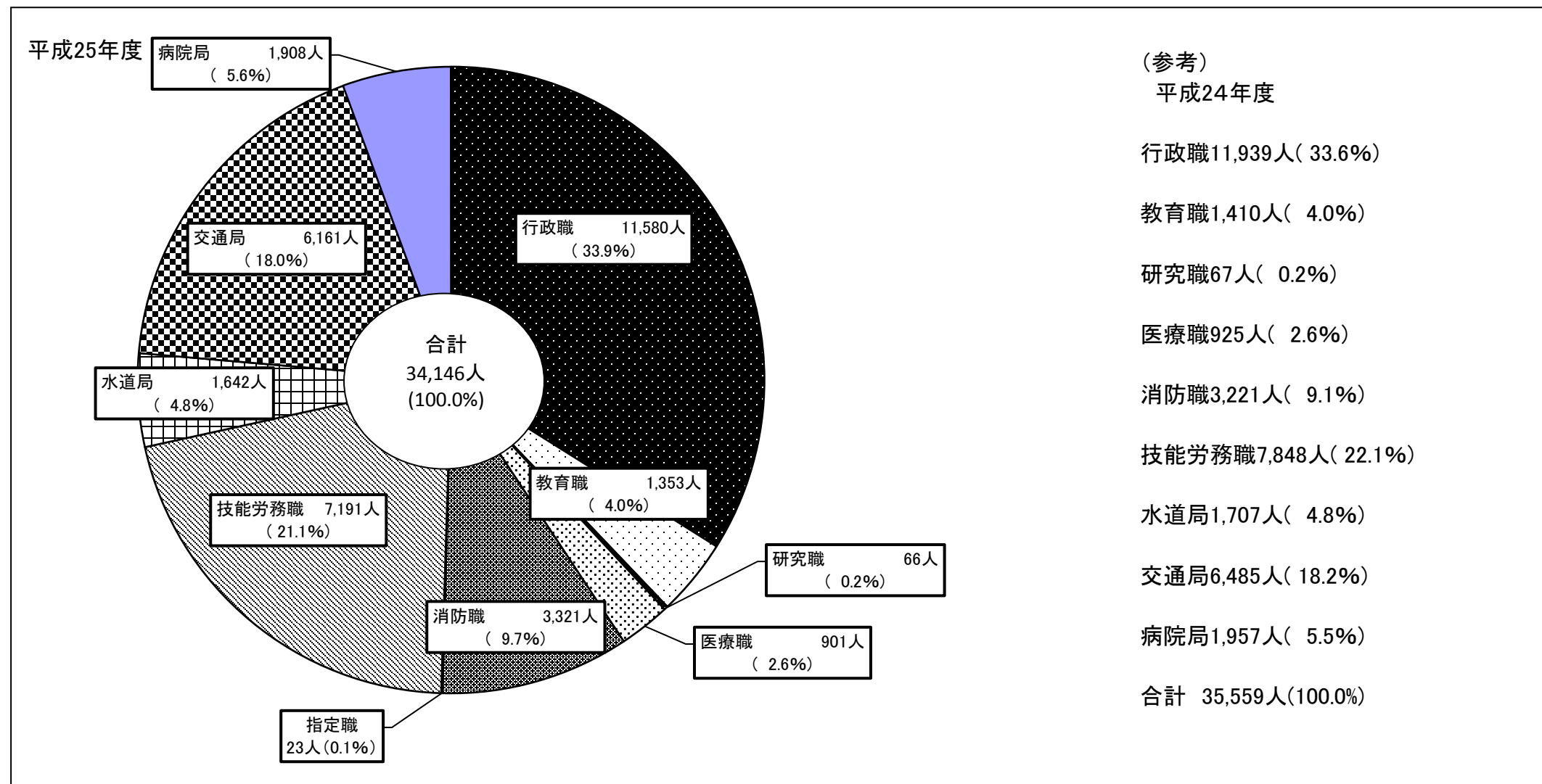
調査事業所(企業規模別)



7 給料表別職員数及び構成割合の状況

(平成25年4月1日現在)

	行政職	教育職		研究職	医療職			消防職	指定職	技能労務職	水道局	交通局	病院局	合計
		高等学校・ 特別支援学 校等教育職	幼稚園・小 学校・中学 校教育職		(1)	(2)	(3)							
職員数	11,580人	1,089人	264人	66人	55人	391人	455人	3,321人	23人	7,191人	1,642人	6,161人	1,908人	34,146人
		1,353人			901人									
構成比	33.9%	3.2%	0.8%	0.2%	0.2%	1.1%	1.3%	9.7%	0.1%	21.1%	4.8%	18.0%	5.6%	100.0%
		4.0%			2.6%									



8 大阪市職員のモデル給与例 <民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）との比較>

○給与減額措置前

大阪市職員 【行政職給料表適用者】	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			係員級(大学卒) ※主務除く		
	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額
	53～55歳	30～32年	722,484円	51～53歳	28～30年	665,298円	39～41歳	16～18年	416,811円	29～31歳	6～8年	276,276円

1. 給与額欄は、平成25年4月1日現在の、給与減額措置前の給料月額・管理職手当・扶養手当・地域手当・住居手当・単身赴任手当(基礎額)の合計額。

民間企業従業員 (企業規模)	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			非役職者(大学卒)		
	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額
5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	894,407円	51～53歳	28～30年	675,806円	39～41歳	16～18年	474,004円	29～31歳	6～8年	325,847円
1,000～4,999人の企業			758,317円			521,883円			422,946円			302,904円
500～999人の企業			619,812円			503,780円			380,100円			258,786円
100～499人の企業			547,665円			499,219円			370,018円			267,733円

1. 給与額欄は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額。

2. 一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象に、平成22年から平成24年までの3年間の調査データで算出した。

差引 (市職員－民間企業従業員)	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			非役職者(大学卒)		
	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額
5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 171,923円	51～53歳	28～30年	▲ 10,508円	39～41歳	16～18年	▲ 57,193円	29～31歳	6～8年	▲ 49,571円
1,000～4,999人の企業			▲ 35,833円			143,415円			▲ 6,135円			▲ 26,628円
500～999人の企業			102,672円			161,518円			36,711円			17,490円
100～499人の企業			174,819円			166,079円			46,793円			8,543円

※ 年齢及び勤続年数は、本市職員の平均及び在職者の最も多い階層を考慮して設定しています。

○給与減額措置後

大阪市職員 【行政職給料表適用者】	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			係員級(大学卒) ※主務除く		
	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額
	53～55歳	30～32年	658,846円	51～53歳	28～30年	606,324円	39～41歳	16～18年	392,616円	29～31歳	6～8年	265,988円

1. 給与額欄は、平成25年4月1日現在の、給与減額措置後の給料月額・管理職手当・扶養手当・地域手当・住居手当・単身赴任手当(基礎額)の合計額。
2. 給与減額措置として、給料月額(局長級▲14%、部長級・課長級・課長代理級▲11.5%、係長級以下▲3%～▲9%)及び管理職手当(▲5%)の減額が実施されている。

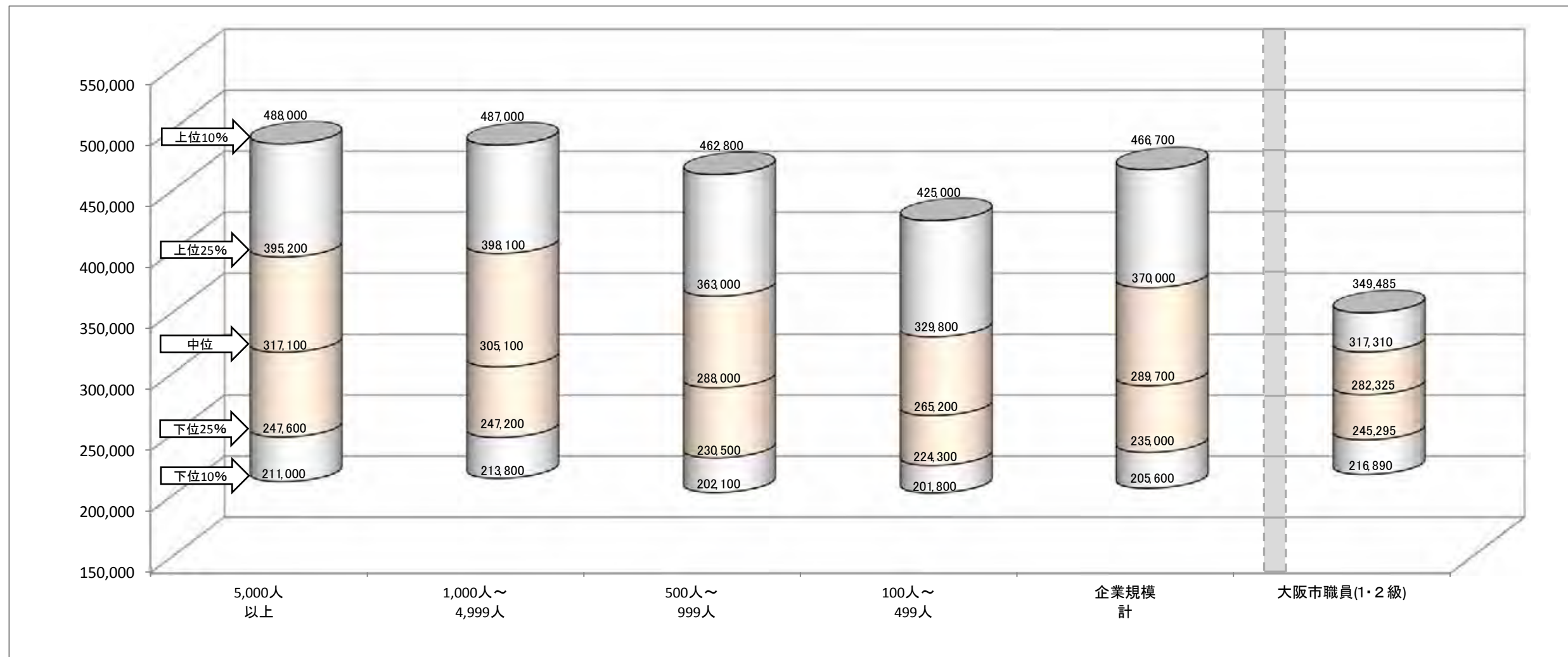
民間企業従業員 (企業規模)	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			非役職者(大学卒)		
	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額
5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	894,407円	51～53歳	28～30年	675,806円	39～41歳	16～18年	474,004円	29～31歳	6～8年	325,847円
1,000～4,999人の企業			758,317円			521,883円			422,946円			302,904円
500～999人の企業			619,812円			503,780円			380,100円			258,786円
100～499人の企業			547,665円			499,219円			370,018円			267,733円

1. 給与額欄は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額。
2. 一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象に、平成22年から平成24年までの3年間の調査データで算出した。

差引 (市職員－民間企業従業員)	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			非役職者(大学卒)		
	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額
5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 235,561円	51～53歳	28～30年	▲ 69,482円	39～41歳	16～18年	▲ 81,388円	29～31歳	6～8年	▲ 59,859円
1,000～4,999人の企業			▲ 99,471円			84,441円			▲ 30,330円			▲ 36,916円
500～999人の企業			39,034円			102,544円			12,516円			7,202円
100～499人の企業			111,181円			107,105円			22,598円			▲ 1,745円

※ 年齢及び勤続年数は、本市職員の平均及び在職者の最も多い階層を考慮して設定しています。

9 民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）と大阪市職員の給与月額分布状況【非役職者】

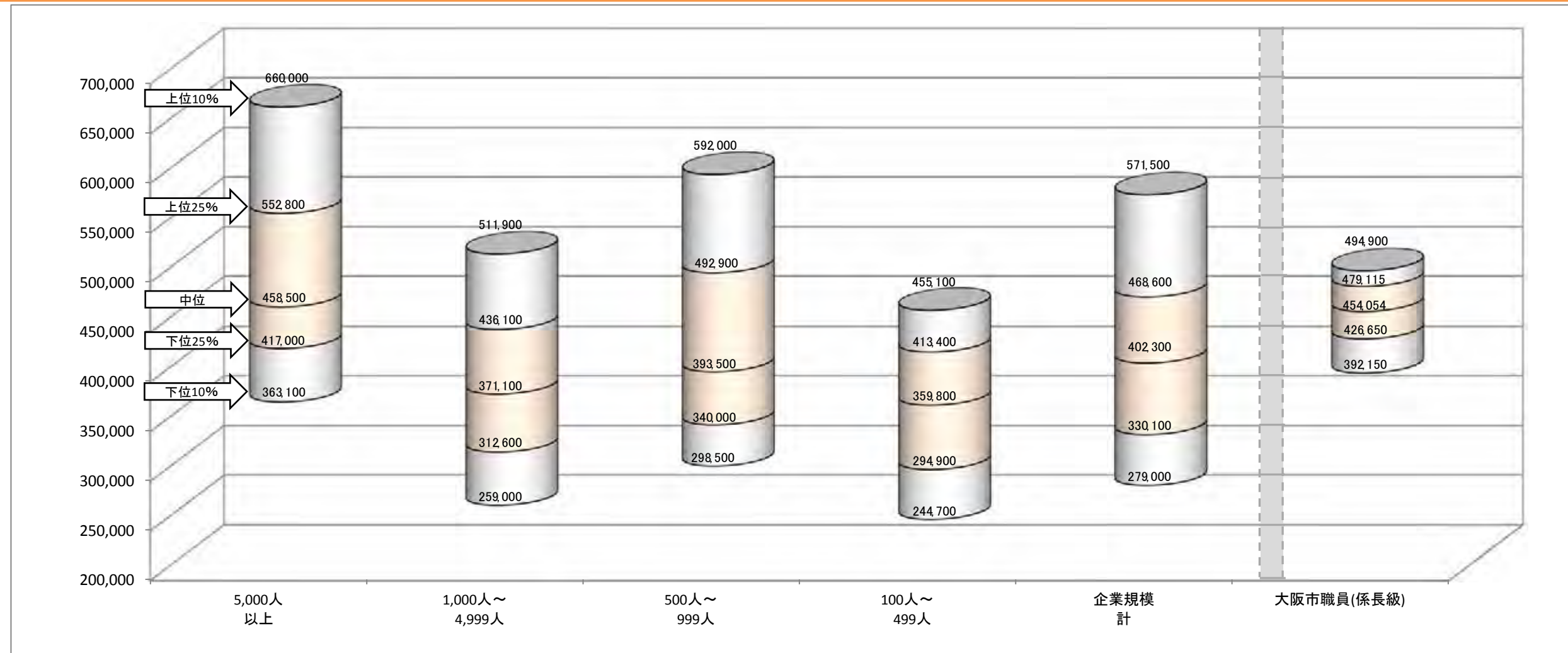


企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員1・2級
上位0%	488,000円	487,000円	462,800円	425,000円	466,700円	349,485円
上位25%	395,200円	398,100円	363,000円	329,800円	370,000円	317,310円
中位	317,100円	305,100円	288,000円	265,200円	289,700円	282,325円
下位25%	247,600円	247,200円	230,500円	224,300円	235,000円	245,295円
下位0%	211,000円	213,800円	202,100円	201,800円	205,600円	216,890円

(注1. 一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者について、平成2年から平成4年までの3年間の調査データで算出した。
2 本市職員の給与は、行政職給料表適用者の、減額措置前の給料月額、地域手当、管理職手当、扶養手当、単身赴任手当 基礎額 及び住居手当の合計額。(平成25年4月現在)

※ 調査結果を給与額の高い方から順にならべた場合に、上位0%・上位25%・中位・下位25%・下位0%に該当する者の給与額を示したものです。
例えば、上位0%は高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与額、中位は高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与額です。

10 民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）と大阪市職員の給与月額分布状況【係長級】

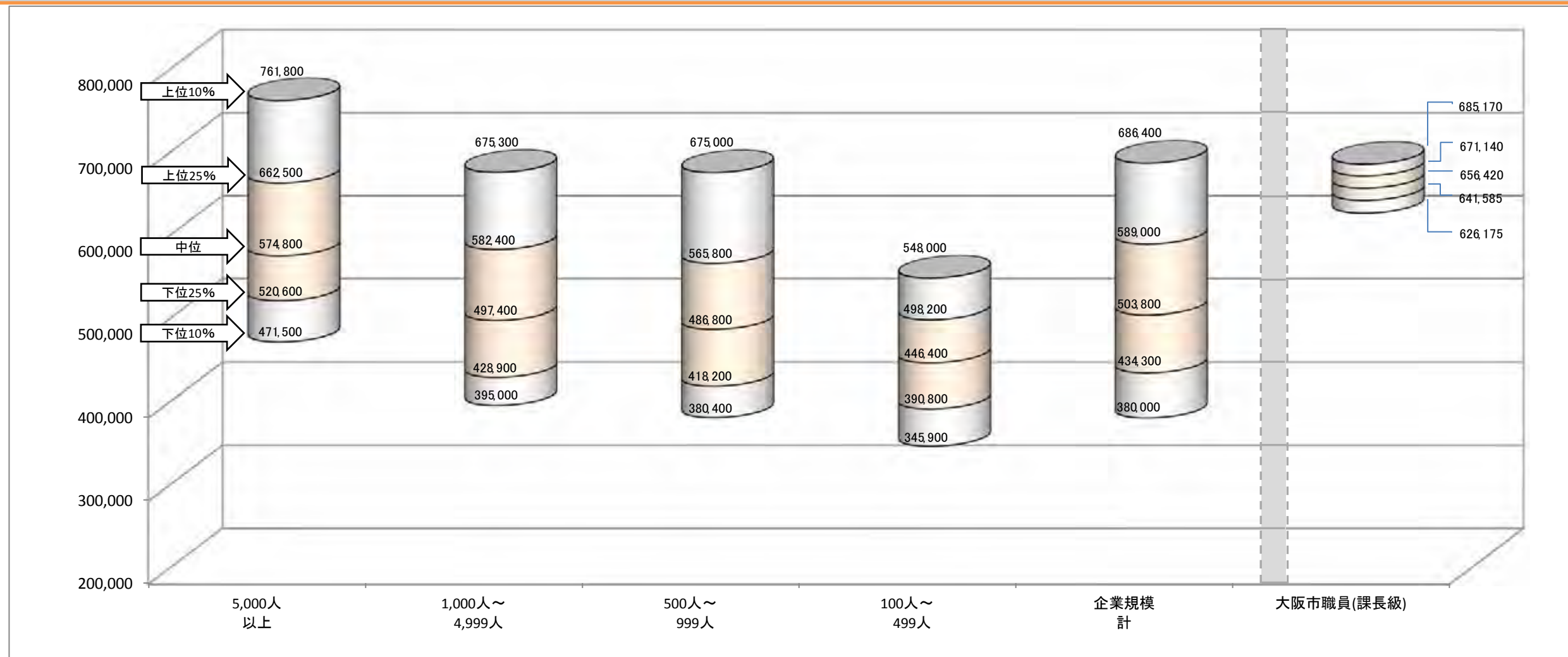


企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員 係長級
上位10%	660,000円	511,900円	592,000円	455,100円	571,500円	494,900円
上位25%	552,800円	436,100円	492,900円	413,400円	468,600円	479,115円
中位	458,500円	371,100円	393,500円	359,800円	402,300円	454,054円
下位25%	417,000円	312,600円	340,000円	294,900円	330,100円	426,650円
下位10%	363,100円	259,000円	298,500円	244,700円	279,000円	392,150円

（注1. 一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者について、平成2年から平成4年までの3年間の調査データで算出した。
2 本市職員の給与は、行政職給料表適用者の、減額措置前の給料月額、地域手当、管理職手当、扶養手当、単身赴任手当 基礎額 及び住居手当の合計額。（平成5年4月現在）

※ 調査結果を給与額の高い方から順にならべた場合に、上位10%・上位25%・中位・下位25%・下位10%に該当する者の給与額を示したものです。
例えば、上位10%は高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与額、中位は高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与額です。

11 民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）と大阪市職員の給与月額分布状況【課長級】

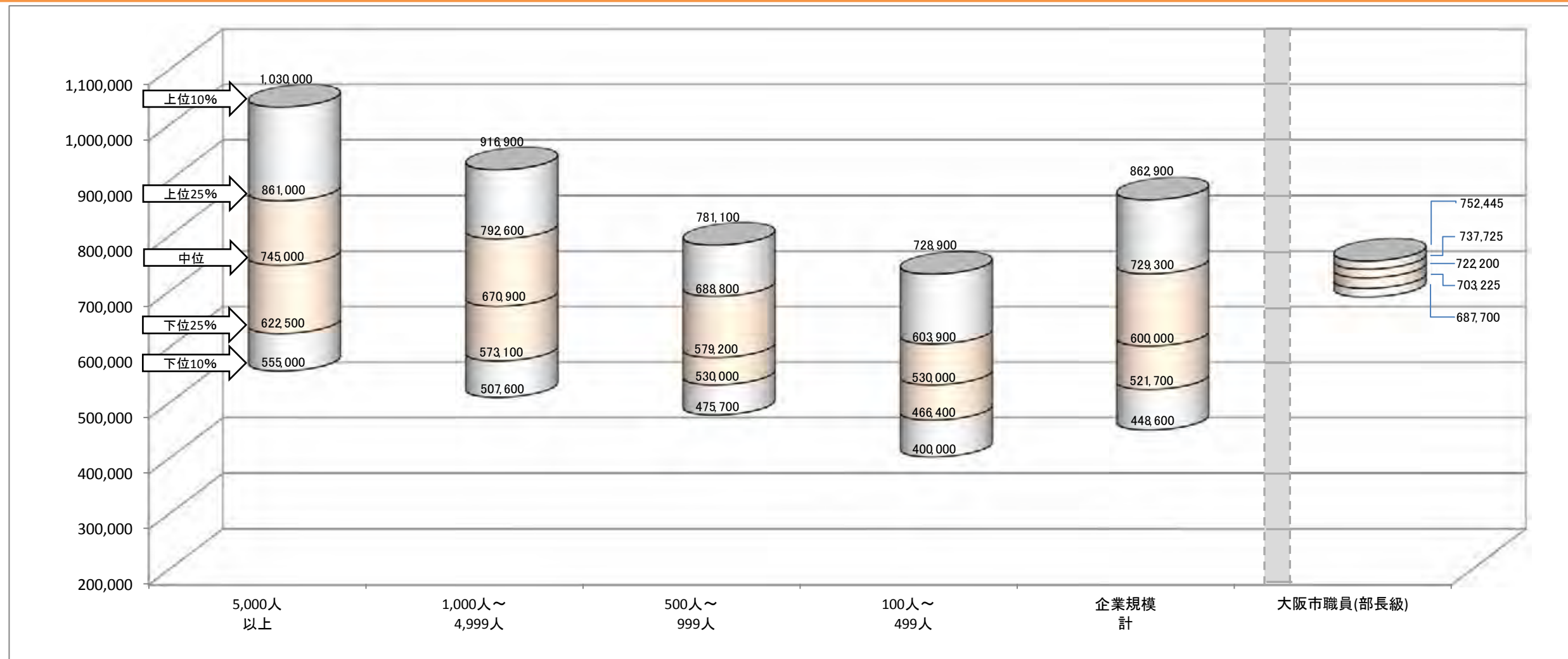


企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員 課長級
上位0%	761,800 円	675,300 円	675,000 円	548,000 円	686,400 円	685,170 円
上位25%	662,500 円	582,400 円	565,800 円	498,200 円	589,000 円	671,140 円
中位	574,800 円	497,400 円	486,800 円	446,400 円	503,800 円	656,420 円
下位25%	520,600 円	428,900 円	418,200 円	390,800 円	434,300 円	641,585 円
下位0%	471,500 円	395,000 円	380,400 円	345,900 円	380,000 円	626,175 円

（注1. 一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者について、平成2年から平成4年までの3年間の調査データで算出した。
 2 本市職員の給与は、行政職給料表適用者の、減額措置前の給料月額、地域手当、管理職手当、扶養手当、単身赴任手当 基礎額 及び住居手当の合計額。（平成5年4月現在）

※ 調査結果を給与額の高い方から順にならべた場合に、上位0%・上位25%・中位・下位25%・下位0%に該当する者の給与額を示したものです。
 例えば、上位0%は高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与額、中位は高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与額です。

12 民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）と大阪市職員の給与月額分布状況【部長級】

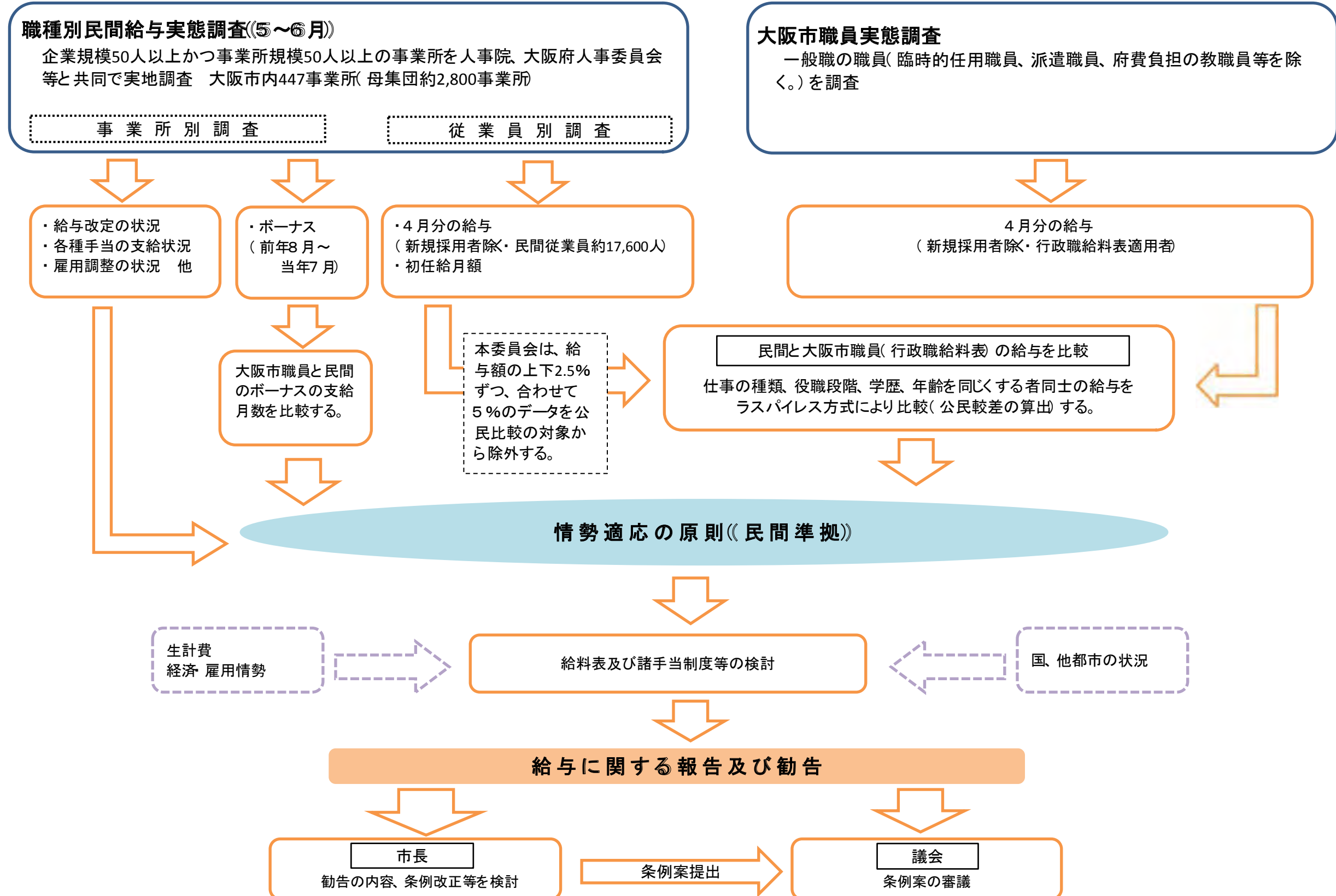


企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員 部長級
上位10%	1,030,000 円	916,900 円	781,100 円	728,900 円	862,900 円	752,445 円
上位25%	861,000 円	792,600 円	688,800 円	603,900 円	729,300 円	737,725 円
中位	745,000 円	670,900 円	579,200 円	530,000 円	600,000 円	722,200 円
下位25%	622,500 円	573,100 円	530,000 円	466,400 円	521,700 円	703,225 円
下位10%	555,000 円	507,600 円	475,700 円	400,000 円	448,600 円	687,700 円

（注1. 一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者について、平成2年から平成4年までの3年間の調査データで算出した。
 2. 本市職員の給与は、行政職給料表適用者の、減額措置前の給料月額、地域手当、管理職手当、扶養手当、単身赴任手当 基礎額 及び住居手当の合計額。（平成5年4月現在）

※ 調査結果を給与額の高い方から順にならべた場合に、上位10%・上位25%・中位・下位25%・下位10%に該当する者の給与額を示したものです。
 例えば、上位10%は高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与額、中位は高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与額です。

13 給与勧告の手順



14 公民比較の方法（ラスパイレス比較）

